

いわて県民情報交流センター指定管理者募集に関する質問への回答書

No.	資料名	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問項目	回答
1	募集要項	13					第2次審査 提出書類	事業継続計画(BCP)を作成済みであるものの、当該書類は社外秘扱いとなっております。その場合、作成済みであることが分かり且つ提出に差支えない範囲(表紙や目次部分等)の提出で宜しいでしょうか。	事業継続について確認するための必要書類になりますので、事業計画書(BCP)本体の提出をお願いします。 なお、当該資料は、審査のみに使用し審査後は機密文書として廃棄処理を県で行うか、貴社に返却することもできますので、申請の際は、処理の希望をご相談ください。
2	募集要項	16			(2)	③	ア 運営・維持管理費相当委託料について	・内訳の令和6年度の委託料金額他の4年間と違いの根拠につきましてご教示願います。	運営・維持管理費は総額の金額を5年間で割り返したものであり、令和6年度は割り切れなかった金額を機械的に初年度に寄せたものです。
3	募集要項	16			(2)	③	ア 運営・維持管理費相当委託料について	委託料総額について、前回より上限金額が下がっておりますが、今般の物価上昇、人件費高騰の中、下げた根拠につきまして、ご教示願います。	運営・維持管理費相当委託料は、これまでの実績や昨今の物価上昇率等を踏まえ算定しています。
4	募集要項	16・17	第5	1	(2)	③	委託料	委託料の下記について、県の考え方や根拠についてお示し下さい。 ・指定管理者の収入として見込まれる ア 運営・維持管理費相当の委託料(修繕費を除く。)は減額 ・県と実績精算する イ 光熱水費等相当委託料 は増額 ・県と実績精算する ウ 修繕費及び利用料金減免に伴う県補填額は増額	運営・維持管理費相当については、DXなどの導入による業務改善により正職員が1名減となったため、減額となったものです。 なお、光熱水費等相当委託料及び修繕費の増額については、昨今の物価高、設備の経年に伴う修繕のニーズなどを踏まえた措置になります。
5	募集要項	18	第5	2	(2)		・利用料金の設定等(募集要項) ・業務要求水準書(18ページ) 1-25 情報システムのユーザ管理 4 情報システムで提供するサービス機能 ④ 予約受付サービス	委託料の県の考え方や根拠について ・施設予約システムの各種設定変更※を行う場合、指定管理者に作業及び費用が発生することはありますか。 ※施設・備品等の利用料金変更、税率等の変更、請求書等の記載項目変更(発行者名、口座番号、インボイス番号、補足項目等)	システムは県所有物であり、ご質問の改修、各種設定変更に伴う費用は県が負担します。 作業については、システムの運用を指定管理者が行っているため、システム改修の事業者との仕様、内容、改修項目等の検討や連絡調整などシステム改修に当たっての一般的な作業が生じます。 なお、貸出業務については、協力団体を含め第三者に委託できないことに留意願います。
6	募集要項	18			(4)	②	エネルギーの削減目標	今後の省エネへの設備投資並びに削減効果について、予定がありましたら、ご教示願います。	現在、一般社団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断サービスを申請中です。今後診断の結果を踏まえながら、県において、設備投資や更新についての検討を行っていく予定です。
7	様式1-3						協力団体について	構成団体の構成員が業務を分担し、本件募集要項規定の全ての業務を網羅、指揮監督して実施(業務単位で個々のメーカー等への第三者委託する場合あり)する場合には、ここで言うメーカー等は、協力団体には該当しないとの理解で宜しいでしょうか？ (イメージ) 構成員A(運営担当) 構成員B(設備管理)……エレベーター保守をメーカーへ委託 構成員C(清掃・警備)	左記の例は、協力団体に該当します。設備の修繕などの実施で業務を網羅、指揮監督する場合であっても、事業において予め委託や請負に出すことが決まっている又は予定される場合には、協力団体として、様式に記載をお願いします。

No.	資料名	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問項目	回答
8	様式4-8						委託料の支払額(様式4-8)	募集要項に記載されている光熱水費の上限額は、1,549,340(千円)であるが、様式4-8に記載されている金額は15,292,745,000(円)であり一致していない。また、電気料収入についても(様式3-10)では『年額171万円として下さい』(5年で8,550,000円)と記載があるが、(様式4-8)では148,009,000(円)と記載があり相違がある。	令和5年6月28日に様式等を一部訂正し、県公式ホームページに掲載していますので、ご確認下さい。
9	業務要求水準	7			(5)	1-18	危機管理体制構築及び基本協定別紙2法令等の変更又は不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	新型コロナウイルス等感染症感染リスク拡大時における、外出自粛や行動制限が政府報道発表された場合には、不可抗力による合理的な増加費用及び損害として当該月または当該年度に対し増加費用を認めるか。	国、県の動向及び他の指定管理者の状況も踏まえながら、対応を検討することとなります。